

保険法特則条項

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、
ぜひご一読ください。

目次

ご契約のしおり部分

- | | |
|------------------------|---------|
| ■ かんぽ生命の保険契約の取扱変更のお知らせ | 1 ページ |
| ■ 問い合わせ窓口 | 133 ページ |

約款部分

- | | |
|----------------------------|--------|
| ■ 保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（甲） | 8 ページ |
| ■ 保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（乙） | 77 ページ |

かんぽ生命の保険契約 の取扱変更のお知らせ

平成22年4月1日から、新たに「保険法」が施行されます。

この「保険法」の施行に伴い、かんぽ生命の保険契約における取扱いも変更されます。

今回の取扱いの変更之际して、お客さまに手続きしていただくことはございません。

新しい「保険法」って？

保険契約に関する基本的なルールを定め、ご契約者などの保護をさらに図るために、成立した法律です。

保険法は、平成22年4月1日以後に保険証券が作成（承諾）されたかんぽ生命の保険契約に適用されますが、一部の規定は平成22年3月31日以前に保険証券が作成（承諾）されたかんぽ生命の保険契約にも遡及適用されます。

＜遡及適用される主な規定＞

- ・保険金等の支払期限
- ・重大事由による契約の解除
- ・保険金受取人による保険契約の存続（介入権）

なお、「保険法」の詳細は、（社）生命保険協会のホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「保険法の概要」をご覧ください。

かんぽ生命の保険契約の取扱いはどのように変わるの？

保険金等の支払期限などが変わります。

かんぽ生命においては、保険証券の作成日（承諾日）によって、適用される保険法の規定が異なることを踏まえて、保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則を2つ制定しました。

下表のとおり、申込み時期と保険証券の作成日（承諾日）によって、適用される特則が異なります。

申込み時期	平成22年3月31日以前	
保険証券の作成日 （承諾日）	平成22年3月31日以前	平成22年4月1日以後
適用される特則	保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（甲）	保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（乙）

※平成19年9月30日までにお申込みされた旧日本郵政公社の簡易生命保険契約は対象外です。

取扱いの変更点の概要
は次頁をご覧ください

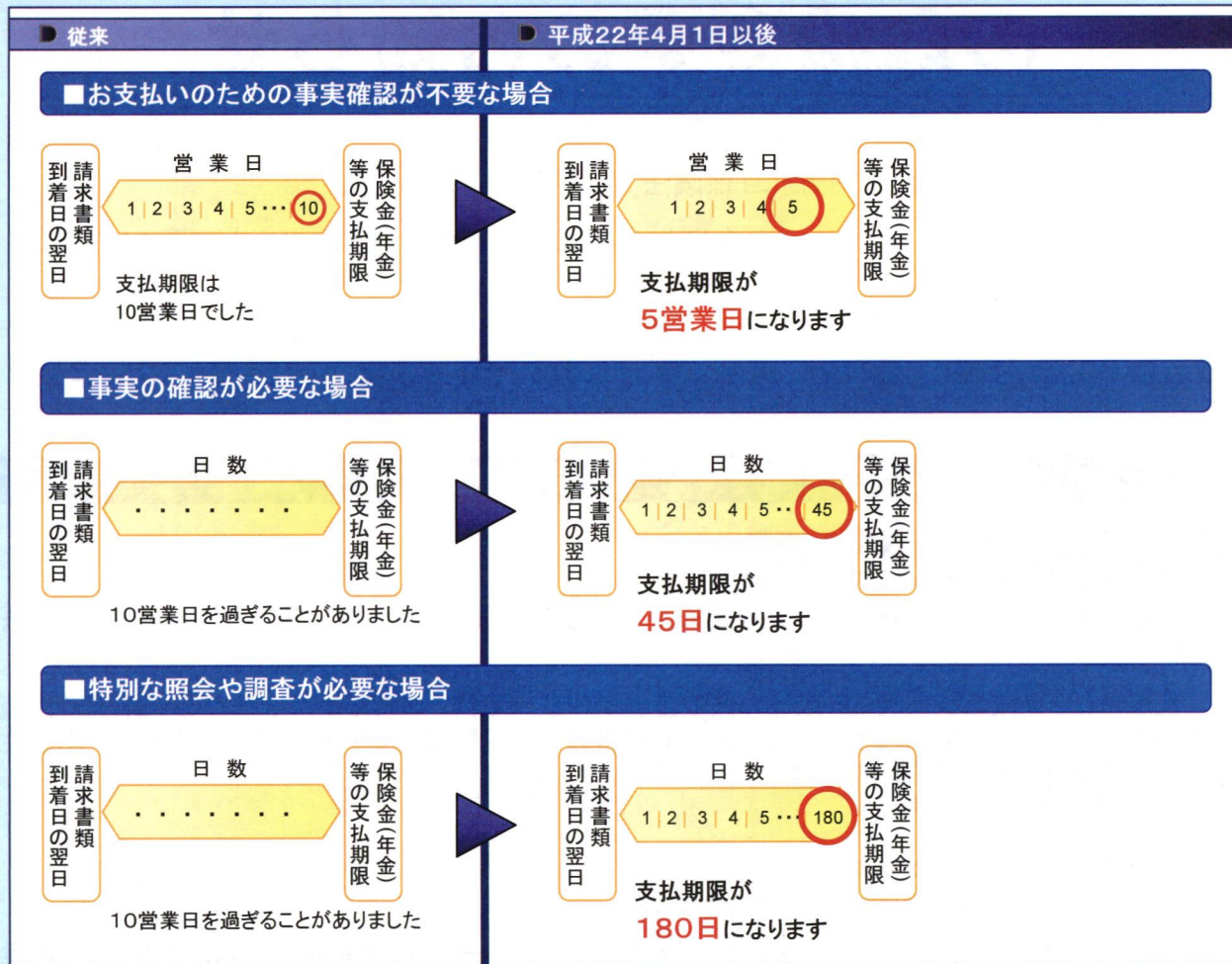
取扱いの変更点の主な概要

基本契約と特約に関する変更点の主な概要を下記にてご説明します。

保険金（年金）等の支払期限（甲・乙共通）

かんぽ生命からお客さまへの保険金（年金）等の支払期限は5営業日になります。
ただし、かんぽ生命において事実確認などが必要な場合は、確認の内容に応じて支払期限が45日または180日になります。

<平成22年4月1日以後に保険金（年金）等の支払事由が発生した場合に限ります。>



支払期限を超えて保険金（年金）等をお支払いする場合は、所定の利息をお付けしてお支払いします。
ご契約者、被保険者、保険金（年金）受取人が正当な理由なく上記の事実確認などを妨げ、またはこれに応じなかったときは、かんぽ生命は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金（年金）等は支払いません。

重大事由による契約の解除（甲・乙共通）

詐欺などのかんぽ生命との信頼関係を損なう行為が行われた場合には、保険契約の不正な利用の防止のため、保険契約を解除することがあります。

解除する場合の例

保険金の請求で
詐欺行為を
行った場合

保険金を
詐取する目的で
事故を故意に
起こした場合

その他
信頼関係を損なう
重大な事由が
ある場合

など

保険金受取人による保険契約の存続（介入権） （甲・乙共通）

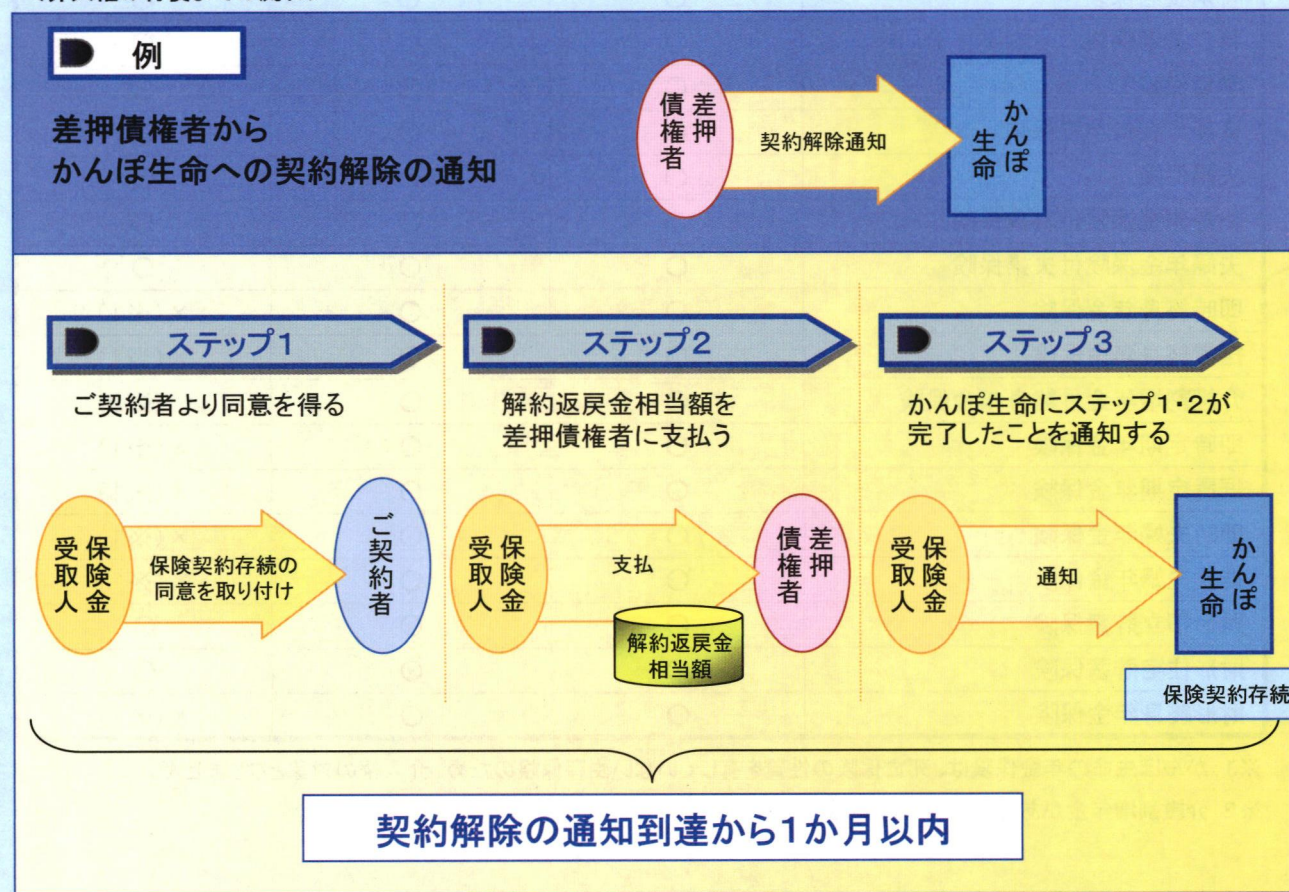
ご契約者の差押債権者などから保険契約について解除権を行使された場合に、保険金受取人（※）が保険契約を存続させることができるようになりました。これを介入権といいます。

※保険金受取人＝ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者（いずれもご契約者は除かれます）の場合のみ

ご契約者の差押債権者などから保険契約について解除権を行使された場合、その解除の通知がかんぽ生命に到達してから1か月以内に、保険金受取人がご契約者の同意を得た上で、差押債権者などに対して解約返戻金相当額を支払い、その旨をかんぽ生命に通知することにより、保険契約を存続させることができます。

＜平成22年4月1日以後に、差押債権者などから解除権が行使された場合に限りです。＞

＜介入権の行使までの流れ＞



遺言による保険金受取人の変更 （乙のみ）

かんぽ生命においては、従来から、実務上の取扱いとして、法律上有効な遺言による保険金受取人の変更ができましたが、今回、保険法で明文化されたことに伴い、かんぽ生命の約款にそのことを明文化しました。

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（甲）変更点一覧表

基本契約

特別事項 保険種類	保険金(年金)等の 支払期限	重大事由による 契約の解除	保険金受取人 による基本契約の存続 (介入権)
普通終身保険	○	○	○
特別終身保険	○	○	○
介護保険金付終身保険	○	○	○
普通定期保険	○	○	○
普通養老保険	○	○	○
特別養老保険	○	○	○
特定養老保険	○	○	○
学資保険	○	○	○
育英年金付学資保険	○	○	○
夫婦保険	○	○	○
終身年金保険付終身保険	○	○	○
夫婦年金保険付夫婦保険	○	○	○
即時終身年金保険	○	○	×(※1)
据置終身年金保険	○	○	×(※1)
介護割増年金付終身年金保険	○	○	○(※2)
即時定期年金保険	○	○	×(※1)
据置定期年金保険	○	○	×(※1)
即時夫婦年金保険	○	○	×(※1)
据置夫婦年金保険	○	○	×(※1)
財形積立貯蓄保険	○	○	○
財形住宅貯蓄保険	○	○	○
財形終身年金保険	○	○	×(※1)

※1: かんぽ生命の年金保険は、死亡保険の性質を有していない生存保険のため、介入権の対象となりません。

※2: 介護割増年金があるため、介入権の対象となります。

特約

特別事項 特約種類	特約保険金等の 支払期限	重大事由による 特約の解除	特約保険金受取人 による特約の存続 (介入権)
災害特約	○	○	○
介護特約	○	○	○
傷害入院特約	○	○	○
疾病入院特約	○	○	○
疾病傷害入院特約	○	○	○
無配当傷害入院特約	○	○	○
無配当疾病傷害入院特約	○	○	○

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（乙）変更点一覧表

基本契約

保険種類	特則事項 保険金(年金)等の 支払期限	重大事由による 契約の解除	保険金受取人 による基本契約の 存続(介入権)	遺言による保険金 受取人の変更
普通終身保険	○	○	○	○
特別終身保険	○	○	○	○
介護保険金付終身保険	○	○	○	○
普通定期保険	○	○	○	○
普通養老保険	○	○	○	○
特別養老保険	○	○	○	○
特定養老保険	○	○	○	○
学資保険	○	○	○	○
育英年金付学資保険	○	○	○	○
終身年金保険付終身保険	○	○	○	○
即時終身年金保険	○	○	×(※1)	×(※3)
据置終身年金保険	○	○	×(※1)	×(※3)
介護割増年金付終身年金保険	○	○	○(※2)	×(※3)
即時定期年金保険	○	○	×(※1)	×(※3)
据置定期年金保険	○	○	×(※1)	×(※3)
財形積立貯蓄保険	○	○	○	○
財形住宅貯蓄保険	○	○	○	○
財形終身年金保険	○	○	×(※1)	×(※3)

※1: かんぽ生命の年金保険は、死亡保険の性質を有していない生存保険のため、介入権の対象となりません。

※2: 介護割増年金があるため、介入権の対象となります。

※3: かんぽ生命の年金保険は、年金受取人の変更ができないため、遺言による年金受取人の変更はできません。

特約

特約種類	特則事項 特約保険金等の 支払期限	重大事由による 特約の解除	特約保険金受取 人による特約の存 続(介入権)	遺言による特約保険 金受取人の変更
災害特約	○	○	○	○(※1)
介護特約	○	○	○	×(※2)
無配当傷害入院特約	○	○	○	×(※2)
無配当疾病傷害入院特約	○	○	○	×(※2)

※1: 年金保険に付加された場合に限りです。

※2: 特約保険金受取人の変更ができないため、遺言による特約保険金受取人の変更はできません。

概要

ご契約の詳細を確認するには

- ご契約に該当する条文の詳細につきましては、下記のとおり、該当するご契約
い申し上げます。

保険法特則（甲）が適用される場合

1. 基本契約に関する特則

○普通終身保険	⇒ 8ページ
○特別終身保険	⇒ 12ページ
○介護保険金付終身保険	⇒ 15ページ
○普通定期保険	⇒ 18ページ
○普通養老保険	⇒ 21ページ
○特別養老保険	⇒ 25ページ
○特定養老保険	⇒ 28ページ
○学資保険	⇒ 31ページ
○育英年金付学資保険	⇒ 34ページ
○夫婦保険	⇒ 38ページ
○終身年金保険付終身保険	⇒ 41ページ
○夫婦年金保険付夫婦保険	⇒ 44ページ
○即時終身年金保険	⇒ 47ページ
○据置終身年金保険	⇒ 48ページ
○介護割増年金付 終身年金保険	⇒ 49ページ
○即時定期年金保険	⇒ 52ページ
○据置定期年金保険	⇒ 53ページ
○即時夫婦年金保険	⇒ 54ページ
○据置夫婦年金保険	⇒ 55ページ
○財形積立貯蓄保険	⇒ 57ページ
○財形住宅貯蓄保険	⇒ 58ページ
○財形終身年金保険	⇒ 59ページ

2. 特約に関する特則

○災害特約	⇒ 60ページ
○介護特約	⇒ 63ページ
○傷害入院特約	⇒ 65ページ
○疾病入院特約	⇒ 67ページ
○疾病傷害入院特約	⇒ 69ページ
○無配当傷害入院特約	⇒ 72ページ
○無配当 疾病傷害入院特約	⇒ 73ページ

保険法特則（乙）が適用される場合

1. 基本契約に関する特則

○普通終身保険	⇒ 77ページ
○特別終身保険	⇒ 80ページ
○介護保険金付終身保険	⇒ 84ページ
○普通定期保険	⇒ 87ページ
○普通養老保険	⇒ 90ページ
○特別養老保険	⇒ 93ページ
○特定養老保険	⇒ 96ページ
○学資保険	⇒ 99ページ
○育英年金付学資保険	⇒ 103ページ
○終身年金保険付終身保険	⇒ 106ページ
○即時終身年金保険	⇒ 109ページ
○据置終身年金保険	⇒ 111ページ
○介護割増年金付 終身年金保険	⇒ 112ページ
○即時定期年金保険	⇒ 115ページ
○据置定期年金保険	⇒ 116ページ
○財形積立貯蓄保険	⇒ 117ページ
○財形住宅貯蓄保険	⇒ 119ページ
○財形終身年金保険	⇒ 122ページ

2. 特約に関する特則

○災害特約	⇒ 123ページ
○介護特約	⇒ 125ページ
○無配当傷害入院特約	⇒ 128ページ
○無配当 疾病傷害入院特約	⇒ 129ページ

の種類が掲載されている特則条項をご覧のうえ、ご確認いただきますよう、願

保険法特則の読み替えの例（普通終身保険の場合）

＜お手持ちの約款＞…【終身保険普通保険約款（平成21年4月1日改正）】

（重大事由による契約の解除）

第21条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
 - (3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

読み替え

＜保険法特則（甲）＞

（重大事由による契約の解除）

第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。
 - (2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。
 - (3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
 - (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（甲）

（平成22年4月1日制定）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本契約に関する特則
 - 第1節 終身保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 普通終身保険の基本契約に関する特則（第3条－第7条）
 - 第2款 特別終身保険の基本契約に関する特則（第8条－第12条）
 - 第2節 介護保険金付終身保険の基本契約に関する特則（第13条－第17条）
 - 第3節 普通定期保険の基本契約に関する特則（第18条－第22条）
 - 第4節 養老保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 普通養老保険の基本契約に関する特則（第23条－第27条）
 - 第2款 特別養老保険の基本契約に関する特則（第28条－第32条）
 - 第3款 特定養老保険の基本契約に関する特則（第33条－第37条）
 - 第5節 学資保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 学資保険の基本契約に関する特則（第38条－第42条）
 - 第2款 育英年金付学資保険の基本契約に関する特則（第43条－第47条）
 - 第6節 夫婦保険の基本契約に関する特則（第48条－第51条）
 - 第7節 終身年金保険付終身保険の基本契約に関する特則（第52条－第56条）
 - 第8節 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に関する特則（第57条－第60条）
 - 第9節 終身年金保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 即時終身年金保険の基本契約に関する特則（第61条・第62条）
 - 第2款 据置終身年金保険の基本契約に関する特則（第63条－第66条）
 - 第10節 介護割増年金付終身年金保険の基本契約に関する特則（第67条－第70条）
 - 第11節 定期年金保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 即時定期年金保険の基本契約に関する特則（第71条・第72条）
 - 第2款 据置定期年金保険の基本契約に関する特則（第73条－第76条）
 - 第12節 夫婦年金保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 即時夫婦年金保険の基本契約に関する特則（第77条・第78条）
 - 第2款 据置夫婦年金保険の基本契約に関する特則（第79条－第82条）
 - 第13節 財形貯蓄保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 財形積立貯蓄保険の基本契約に関する特則（第83条－第87条）
 - 第2款 財形住宅貯蓄保険の基本契約に関する特則（第88条－第92条）
 - 第14節 財形終身年金保険の基本契約に関する特則（第93条－第95条）
- 第3章 特約に関する特則
 - 第1節 災害特約に関する特則（第96条－第100条）
 - 第2節 介護特約に関する特則（第101条－第105条）
 - 第3節 傷害入院特約に関する特則（第106条－第110条）
 - 第4節 疾病入院特約に関する特則（第111条－第115条）
 - 第5節 疾病傷害入院特約に関する特則（第116条－第120条）
 - 第6節 無配当傷害入院特約に関する特則（第121条－第125条）
 - 第7節 無配当疾病傷害入院特約に関する特則（第126条－第130条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特則条項は、基本契約又は特約の申込みを保険法の施行日前に承諾した場合において、その基本契約又は特約の契約日が同法の施行日前である基本契約又は特約について、保険法の施行に伴い変更する取扱いに関する事項について定めます。

（特則の付加）

第2条 この特則は、基本契約又は特約の申込みを保険法の施行日前に承諾した場合において、その基本契約又は特約の契約日が同法の施行日前であるものに対し、同法の施行時に付加します。

2 この特則が付加されたときは、それぞれ基本契約の保険種類又は特約種類に応じて適用されている普通保険約款又は特約条項の規定にかかわらず、第2章以下の定めるとおり取り扱います。

第2章 基本契約に関する特則

第1節 終身保険の基本契約に関する特則

第1款 普通終身保険の基本契約に関する特則

（終身保険普通保険約款の読替え）

第3条 普通終身保険の基本契約においては終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	（重大事由による契約の解除） 第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

	<p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>第22条</p>	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第22条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>2 普通終身保険の基本契約においては、終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
<p>読替えを行う条項</p>	<p>読替後の規定</p>
<p>第17条</p>	<p>（告知義務）</p> <p>第17条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
<p>第18条</p>	<p>（告知義務違反による契約の解除）</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存する時を除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>

第19条	(解除の効果) 第19条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第20条	(解除の相手方) 第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。
3 普通終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。	
読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	(詐欺による取消し) 第23条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第28条	(保険金受取人の変更) 第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第51条	(消滅時効の援用) 第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第4条 普通終身保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称

- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第5条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第6条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第7条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を

妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金は支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2款 特別終身保険の基本契約に関する特則

（終身保険普通保険約款の読替え）

第8条 特別終身保険の基本契約においては終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第22条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第22条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 特別終身保険の基本契約においては、終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	<p>（告知義務）</p> <p>第17条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第18条	<p>（告知義務違反による契約の解除）</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以</p>

	<p>下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第19条	<p>(解除の効果)</p> <p>第19条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第20条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
3	<p>特別終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>
読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第23条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第28条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p>

	(4) 保険証券 8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第51条	(消滅時効の援用) 第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第9条 特別終身保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第10条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第11条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第12条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2節 介護保険金付終身保険の基本契約に関する特則

（介護保険金付終身保険普通保険約款の読替え）

第13条 介護保険金付終身保険の基本契約においては、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第22条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第23条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第23条 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額（郵政民営化法および同施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第21条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

- 2 介護保険金付終身保険の基本契約においては、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	<p>(告知義務)</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第19条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合又は被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、同項の規定を適用しません。</p>
第20条	<p>(解除の効果)</p> <p>第20条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金又は介護保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金又は介護保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人が、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第21条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第21条 第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>
<p>3 介護保険金付終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>	
読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第24条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第29条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第29条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p>

	<p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の規定にかかわらず、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第51条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第14条 介護保険金付終身保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限りま
す。)に交付する保険証券には、介護保険金付終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項
を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第15条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更
に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金につ
いては介護保険金付終身保険普通保険約款第17条に定める被保険者の遺族を、生存保険金又は介護保険金に
ついては被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、介護保険金付終身保険普通保
険約款第17条に定める死亡保険金の死亡保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相
続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項に
より死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第16条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)
による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社
に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人又は介護保険
金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達し
た日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその
旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと
- 3 死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会
社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくな
るまでの間に、死亡保険金又は生存保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払
うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に

支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

- 5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第17条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、介護保険金付終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 介護保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護保険金付終身保険普通保険約款第13条所定の介護保険金の支払事由に該当する事実の有無
(3) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(5) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第3号から第5号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第3節 普通定期保険の基本契約に関する特則

(普通定期保険普通保険約款の読替え)

第18条 普通定期保険の基本契約においては、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者(被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。)又は保険金受取人が、この基本契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各</p>

	<p>号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第22条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第22条 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額（郵政民営化法および同施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 普通定期保険の基本契約においては、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	<p>(告知義務)</p> <p>第17条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第18条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存する時を除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、同項の規定を適用しません。</p>
第19条	<p>(解除の効果)</p> <p>第19条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第20条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、保険金受取人又はそれら</p>

	の法定代理人に通知します。
3	普通定期保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。
読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	（詐欺による取消し） 第23条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第28条	（保険金受取人の変更） 第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の規定にかかわらず、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第44条	（消滅時効の援用） 第44条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第19条 普通定期保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、普通定期保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第20条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、保険金については普通定期保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、普通定期保険普通保険約款第16条に定める保険金の保険金受取人がいないときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人を保険金受取人とし、
- 3 前項により保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、同項により

保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。

- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。
(保険金受取人による基本契約の存続)

第21条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

- 3 保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第22条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、普通定期保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第4節 養老保険の基本契約に関する特則

第1款 普通養老保険の基本契約に関する特則

(養老保険普通保険約款の読替え)

第23条 普通養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	(重大事由による契約の解除) 第23条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者(被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。)又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐

	<p>取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>第24条</p>	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>2 普通養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
<p>読替えを行う条項</p>	<p>読替後の規定</p>
<p>第19条</p>	<p>(告知義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
<p>第20条</p>	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができます。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないうことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。</p>
<p>第21条</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第21条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由</p>

	<p>又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第22条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
3	<p>普通養老保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、養老保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>
	<p>読替えを行う条項</p> <p>読替後の規定</p>
第25条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第25条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第30条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第52条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第24条 普通養老保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、養老保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称

- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第25条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第26条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第27条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）

）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2款 特別養老保険の基本契約に関する特則

(養老保険普通保険約款の読替え)

第28条 特別養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第23条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者(被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。)又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第24条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 特別養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	<p>(告知義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第20条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をす</p>

	<p>ることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。</p>
第21条	<p>(解除の効果)</p> <p>第21条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第22条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
<p>3 特別養老保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、養老保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>	
読替えを行う条項	読替え後の規定
第25条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第25条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第30条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p>

	8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第52条	(消滅時効の援用) 第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第29条 特別養老保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、養老保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第30条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第31条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第32条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。
- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第3款 特定養老保険の基本契約に関する特則

（養老保険普通保険約款の読替え）

第33条 特定養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第23条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第24条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

- 2 特定養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	<p>(告知義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第20条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。</p>
第21条	<p>(解除の効果)</p> <p>第21条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第22条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>
<p>3 特定養老保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、養老保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>	
読替えを行う条項	読替後の規定
第25条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第25条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第30条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p>

	<p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第52条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第34条 特定養老保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、養老保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第35条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第36条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第37条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づ

く諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第5節 学資保険の基本契約に関する特則

第1款 学資保険の基本契約に関する特則

(学資保険普通保険約款の読替え)

- 第38条 学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第27条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者(被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。)又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社はこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。 (3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その

	<p>保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第28条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第28条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第26条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(告知義務)</p> <p>第23条 保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条において同じとします。）及び被保険者は、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第24条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第24条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があつた基本契約にあつてはその変更の効力発生日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第25条	<p>(解除の効果)</p> <p>第25条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第26条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第26条 第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそ</p>

これらの法定代理人に通知します。

3 学資保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、学資保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	<p style="text-align: center;">（詐欺による取消し）</p> <p>第29条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第39条	<p style="text-align: center;">（保険金受取人の変更）</p> <p>第39条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第62条	<p style="text-align: center;">（消滅時効の援用）</p> <p>第62条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（保険証券の記載事項）

第39条 学資保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、学資保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第40条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については学資保険普通保険約款第19条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、学資保険普通保険約款第19条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金

受取人とします。

- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第41条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

- 5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第42条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、学資保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2款 育英年金付学資保険の基本契約に関する特則

(学資保険普通保険約款の読替え)

第43条 育英年金付学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第27条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）、保険金受取人又は年金受取人が、この基本契約の死亡保険金又は育英年金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金若しくは育英年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その保険金又は育英年金を支払いません。また、既にその保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第28条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第28条 会社は、基本契約の保険金額又は年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第26条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>2 育英年金付学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(告知義務)</p> <p>第23条 保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条において同じとします。）及び被保険者は、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第24条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第24条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社が、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変

	<p>更の効力発生日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第25条	<p>(解除の効果)</p> <p>第25条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金又は育英年金を支払いません。また、既にその死亡保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人又は年金受取人が、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは育英年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第26条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第26条 第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>
3	<p>育英年金付学資保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、学資保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>
読替えを行う条項	読替え後の規定
第29条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第29条 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第39条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第39条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されてい</p>

	る場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第62条	(消滅時効の援用) 第62条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第44条 育英年金付学資保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、学資保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 年金受取人の氏名
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金の額
- (9) 年金額
- (10) 保険料及びその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第45条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については学資保険普通保険約款第19条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、学資保険普通保険約款第19条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人としてします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人としてします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等としてします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第46条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次のおべてを満たす死亡保険金受取人又は年金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人又は年金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は育英年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は育英年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人又は年金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が生存保険金又は育英年金に係るものであり、その生存保険金又は育英年金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人又は年金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金又は育英年金の額を差し引いた金額としてします。

(保険金等の支払期限等)

第47条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、育英年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとしてします。)の支払事由による保険金等は、学資保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金又は育英年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金又は育英年金の請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金又は育英年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 育英年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	育英年金の支払事由に該当する事実の有無
(3) 保険金又は育英年金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金又は育英年金の支払事由が発生するに至った原因
(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(5) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金若しくは育英年金の請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金若しくは育英年金の請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第3号から第5号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第6節 夫婦保険の基本契約に関する特則

（夫婦保険普通保険約款の読替え）

第48条 夫婦保険の基本契約においては、夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第24条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第25条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p>

	2 前項の規定による基本契約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。
2 夫婦保険の基本契約においては、夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。	
読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	（告知義務） 第20条 主たる被保険者及び配偶者である被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第21条	（告知義務違反による契約の解除） 第21条 主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡し、又は別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）。 3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。
第22条	（解除の効果） 第22条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金（その被保険者の死亡後基本契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による死亡保険金を含みます。以下本条において同じとします。）を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第23条	（解除の相手方） 第23条 第21条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
3 夫婦保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、夫婦保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。	
読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	（詐欺による取消し） 第26条 主たる被保険者若しくは配偶者である被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

第54条	(消滅時効の援用) 第54条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。
------	---

(保険証券の記載事項)

第49条 夫婦保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、夫婦保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 主たる被保険者の氏名
- (3) 配偶者である被保険者の氏名
- (4) 支払事由
- (5) 保険期間
- (6) 保険金の額
- (7) 保険料及びその払込方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人による基本契約の存続)

第50条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第51条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、夫婦保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第7節 終身年金保険付終身保険の基本契約に関する特則

(終身年金保険付終身保険普通保険約款の読替え)

第52条 終身年金保険付終身保険の基本契約においては、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第26条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金若しくは年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金又は年金を支払いません。また、既にその保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第27条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第27条 会社は、基本契約の死亡保険金額又は基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の死亡保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第25条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 終身年金保険付終身保険の基本契約においては、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>(告知義務)</p> <p>第22条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第23条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第23条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧め</p>

	<p>たとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第24条	<p>(解除の効果)</p> <p>第24条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第25条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第25条 第23条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
3	<p>終身年金保険付終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>
読替えを行う条項	読替え後の規定
第28条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第28条 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第34条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第34条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれら</p>

	の書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第57条	(消滅時効の援用) 第57条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第53条 終身年金保険付終身保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限り)に交付する保険証券には、終身年金保険付終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 年金受取人の氏名
- (9) 年金額
- (10) 年金支払期間
- (11) 保証期間
- (12) 年金支払開始年齢
- (13) 年金支払事由発生日
- (14) 保険料及びその払込方法
- (15) 契約日
- (16) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第54条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身年金保険付終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身年金保険付終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第55条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人又は年金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第56条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(死亡保険金、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、終身年金保険付終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

4 前2項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 第2項第2号から第4号までに定める事項及び前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 第2項第1号、第2号又は第4号に定める事項及び前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前2項に定める事項についての日本国外における調査 180日

5 前3項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

6 保険料の払込免除については、前5項の規定を準用します。

第8節 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に関する特則

（夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の読替え）

第57条 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約においては、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第29条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金若しくは年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その保険金又は年金を支払いません。また、既にその保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準</p>

	用します。
第30条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第30条 会社は、基本契約の死亡保険金額又は基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の死亡保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第28条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約においては、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第25条	<p>(告知義務)</p> <p>第25条 主たる被保険者及び配偶者である被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第26条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第26条 主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡し、又は別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときに除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第27条	<p>(解除の効果)</p> <p>第27条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金（その被保険者の死亡後基本契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による死亡保険金を含みます。以下本条において同じとします。）を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第28条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第28条 第26条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>

3 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現

にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第31条	(詐欺による取消し) 第31条 主たる被保険者、配偶者である被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第60条	(消滅時効の援用) 第60条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第58条 夫婦年金保険付夫婦保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 年金受取人の氏名
- (9) 年金額
- (10) 年金支払期間
- (11) 保証期間
- (12) 年金支払開始年齢
- (13) 年金支払事由発生日
- (14) 保険料及びその払込方法
- (15) 契約日
- (16) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人による基本契約の存続)

第59条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人又は年金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第60条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(死亡保険金、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しく

	は保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
--	---------------------------------------

3 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

4 前2項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 第2項第2号から第4号までに定める事項及び前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 第2項第1号、第2号又は第4号に定める事項及び前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前2項に定める事項についての日本国外における調査 180日

5 前3項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

6 保険料の払込免除については、前5項の規定を準用します。

第9節 終身年金保険の基本契約に関する特則

第1款 即時終身年金保険の基本契約に関する特則

（終身年金保険普通保険約款の読替え）

第61条 即時終身年金保険の基本契約においては、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第16条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、年金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
第17条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第17条 会社は、基本契約の基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

（年金等の支払期限等）

第62条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約

に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による年金等は、終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第2款 据置終身年金保険の基本契約に関する特則

(終身年金保険普通保険約款の読替え)

- 第63条 据置終身年金保険の基本契約においては、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第16条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。 (2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第17条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第17条 会社は、基本契約の基本年金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

- 2 据置終身年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第44条	(消滅時効の援用)

第44条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第64条 据置終身年金保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、終身年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 保証期間
- (9) 年金支払開始年齢
- (10) 年金支払事由発生日
- (11) 保険料およびその払込方法
- (12) 契約日
- (13) 保険証券を作成した年月日

(詐欺による取消し)

第65条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

(年金等の支払期限等)

第66条 保険法の施行日以後に発生した年金等(年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による年金等は、終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第10節 介護割増年金付終身年金保険の基本契約に関する特則

(介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の読替え)

第67条 介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第22条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者又は年金受取人が、この基本契約の介護割増年金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。 (3) この基本契約の年金若しくは介護割増年金又は保険料の払込免除の請求に関し、年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより

	<p>、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金若しくは介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金若しくは介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その年金若しくは介護割増年金を支払いません。また、既にその年金若しくは介護割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>第23条</p>	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第23条 会社は、基本契約の基本年金(年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。)額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第21条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>2 介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
<p>読替えを行う条項</p>	<p>読替後の規定</p>
<p>第18条</p>	<p>(告知義務)</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
<p>第19条</p>	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について第1項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
<p>第20条</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第20条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その介護割増年金を支払いません。また、既にその介護割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は年金受取人が、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実</p>

	基づかないことを証明したときは、その介護割増年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第21条	(解除の相手方) 第21条 第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
3	介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。
読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	(詐欺による取消し) 第24条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第51条	(消滅時効の援用) 第51条 年金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第68条 介護割増年金付終身年金保険の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 保証期間
- (9) 年金支払開始年齢
- (10) 年金支払事由発生日
- (11) 保険料およびその払込方法
- (12) 契約日
- (13) 保険証券を作成した年月日

(年金受取人による基本契約の存続)

第69条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす年金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 年金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が年金に係るものであり、その年金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の年金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その年金の額を差し引いた金額とします。

(年金等の支払期限等)

第70条 保険法の施行日以後に発生した年金等(年金、介護割増年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による年金等は、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金又は介護割増年金を支払うために次表の事項の確認(年金にあっては第4号の確認に限ります。)が必要な場合において、基本契約の締結時から年金又は介護割増年金の請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金又は介護割増年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 介護割増年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護割増年金付終身年金保険普通保険約款第11条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 介護割増年金の免責事由に該当する可能性がある場合	介護割増年金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的若しくは年金若しくは介護割増年金の請求の意図に関する基本契約の締結時から年金若しくは介護割増年金の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等の支払は行いません。
- 5 保険料の払込免除の規定は、前4項の規定を準用します。

第11節 定期年金保険の基本契約に関する特則

第1款 即時定期年金保険の基本契約に関する特則

（定期年金保険普通保険約款の読替え）

第71条 即時定期年金保険の基本契約においては、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第13条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第14条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第14条 会社は、基本契約の年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

（年金等の支払期限等）

第72条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、定期年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第2款 据置定期年金保険の基本契約に関する特則

（定期年金保険普通保険約款の読替え）

第73条 据置定期年金保険の基本契約においては、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第13条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第14条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第14条 会社は、基本契約の年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

2 据置定期年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時から次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
----------	--------

第40条	(消滅時効の援用) 第40条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。
------	--

(保険証券の記載事項)

第74条 据置定期年金保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、定期年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 年金支払開始年齢
- (9) 年金支払事由発生日
- (10) 保険料およびその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日

(詐欺による取消し)

第75条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

(年金等の支払期限等)

第76条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、定期年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第12節 夫婦年金保険の基本契約に関する特則

第1款 即時夫婦年金保険の基本契約に関する特則

(夫婦年金保険普通保険約款の読替え)

第77条 即時夫婦年金保険の基本契約においては、夫婦年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第16条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合 (2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号の事由と同等の重大な事由がある場合 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、</p>

	<p>基本契約を解除することができます。この場合、前項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項の規定による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第17条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第17条 会社は、基本契約の基本年金(年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。)額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第16条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

(年金等の支払期限等)

第78条 保険法の施行日以後に発生した年金等(年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による年金等は、夫婦年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第2款 据置夫婦年金保険の基本契約に関する特則

(夫婦年金保険普通保険約款の読替え)

第79条 据置夫婦年金保険の基本契約においては、夫婦年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第16条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号の事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、前項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通</p>

	<p>知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項の規定による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第17条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第17条 会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第16条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

2 据置夫婦年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、夫婦年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時から次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第45条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第45条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第80条 据置夫婦年金保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、夫婦年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 保証期間
- (9) 年金支払開始年齢
- (10) 年金支払事由発生日
- (11) 保険料及びその払込方法
- (12) 契約日
- (13) 保険証券を作成した年月日

(詐欺による取消し)

第81条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

(年金等の支払期限等)

第82条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、夫婦年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を

支払いません。

第13節 財形貯蓄保険の基本契約に関する特則

第1款 財形積立貯蓄保険の基本契約に関する特則

(財形貯蓄保険普通保険約款の読替え)

第83条 財形積立貯蓄保険の基本契約においては、財形貯蓄保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第13条 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>3 本条第2項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。</p>

(重大事由による契約の解除)

第84条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。
- (2) この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
- (3) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、保険金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(死亡保険金受取人に関する特則)

- 第85条 保険法の施行の際、現に死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金及び死亡返戻金については財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金及び死亡返戻金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。
- 2 死亡保険金受取人が死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
 - 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合において、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
 - 4 死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

- 第86条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 - 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。
 - 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し

引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第87条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、財形貯蓄保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払は行いません。

第2款 財形住宅貯蓄保険の基本契約に関する特則

(財形貯蓄保険普通保険約款の読替え)

第88条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、財形貯蓄保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	(加入限度額超過による契約の解除) 第13条 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 2 前項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 3 本条第2項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。

(重大事由による契約の解除)

第89条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1) 保険契約者又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。

(2) この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。

(3) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。

2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、保険金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(死亡保険金受取人に関する特則)

第90条 保険法の施行の際、現に死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金及び死亡返戻金については財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金及び死亡返戻金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

2 死亡保険金受取人が死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合において、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

4 死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第91条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第92条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、財形貯蓄保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払は行いません。

第14節 財形終身年金保険の基本契約に関する特則
(財形終身年金保険普通保険約款の読替え)

第93条 財形終身年金保険の基本契約においては、財形終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第16条 会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>3 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、年金受取人又はその法定代理人に対する通知により行います。</p>

(重大事由による契約の解除)

第94条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
- (2) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(年金等の支払期限等)

第95条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、財形終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 年金の上乗支払に該当する事由の発生の有無の確認が必要な場合	財形終身年金保険普通保険約款第12条所定の事由に該当する事実の有無
(2) この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までに於ける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第3章 特約に関する特則

第1節 災害特約に関する特則

(災害特約条項の読替え)

第96条 災害特約においては、災害特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み

替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	<p>(重大事由による特約の解除)</p> <p>第18条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
第19条	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>

2 災害特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、災害特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	<p>(詐欺による特約の取消し)</p> <p>第20条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第24条	<p>(特約の保険契約者の変更等)</p> <p>第24条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。</p> <p>2 この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます(保険契約者又は災害特約条項第17条に定める被保険者の遺族以外の者に変更することはできません。)</p> <p>3 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>4 第2項の通知が会社に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p>

	<p>5 第2項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。</p> <p>6 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>7 前2項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>8 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>9 第3項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第3項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第3項及び前項の書類以外の書類の提出を求められます。</p>
第44条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第44条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第97条 災害特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第98条 保険法の施行の際、現に特約死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、災害特約条項第17条に定める被保険者の遺族を特約死亡保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 前項の特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、災害特約条項第17条に定める特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- 4 特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第99条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべて満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

(特約保険金等の支払期限等)

第100条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、災害特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	災害特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無

(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 災害特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。
- 5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2節 介護特約に関する特則

（介護特約条項の読替え）

第101条 介護特約においては、介護特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	<p>（重大事由による特約の解除）</p> <p>第24条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 <p>3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>（加入限度額超過による特約の解除）</p> <p>第25条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

- 2 介護特約においては、介護特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	（告知義務）

	<p>第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第21条	<p>（告知義務違反による特約の解除）</p> <p>第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができます。</p> <p>(1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知することを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第22条	<p>（解除の効果）</p> <p>第22条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。</p>
第23条	<p>（解除の相手方）</p> <p>第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
<p>3 介護特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、介護特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>	
読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	<p>（詐欺による特約の取消し）</p> <p>第26条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第50条	<p>（消滅時効の援用）</p> <p>第50条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（保険証券の記載事項）

第102条 介護特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額
(特約保険金受取人に関する特則)

第103条 傷害保険金及び介護保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
(特約保険金受取人による特約の存続)

第104条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

(特約保険金等の支払期限等)

第105条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等(特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による特約保険金等は、介護特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで(会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。))を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護特約条項第14条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 介護特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第3節 傷害入院特約に関する特則

(傷害入院特約条項の読替え)

第106条 傷害入院特約においては、傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	(重大事由による特約の解除) 第20条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取す

	<p>る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>
--	--

第21条	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第21条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
------	---

2 傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>(詐欺による特約の取消し)</p> <p>第22条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第46条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第46条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第107条 傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第108条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第109条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

(特約保険金等の支払期限等)

第110条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく

諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による特約保険金等は、傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	傷害入院特約条項第13条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

- 5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第4節 疾病入院特約に関する特則

(疾病入院特約条項の読替え)

第111条 疾病入院特約においては、疾病入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	<p>(重大事由による特約の解除)</p> <p>第26条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第27条	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第27条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行</p>

	<p>令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、第25条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
--	--

2 疾病入院特約においては、疾病入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>(告知義務)</p> <p>第22条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第23条	<p>(告知義務違反による特約の解除)</p> <p>第23条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) この特約がその責任開始の日(復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第24条	<p>(解除の効果)</p> <p>第24条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金(その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。)の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。</p>
第25条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第25条 第23条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>

3 疾病入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、疾病入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第28条	(詐欺による特約の取消し)

	第28条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。
第52条	(消滅時効の援用) 第52条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

(保険証券の記載事項)

第112条 疾病入院特約の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第113条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第114条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

(特約保険金等の支払期限等)

第115条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等(特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による特約保険金等は、疾病入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで(会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。))を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	疾病入院特約条項第13条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 疾病入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第5節 疾病傷害入院特約に関する特則

(疾病傷害入院特約条項の読替え)

第116条 疾病傷害入院特約においては、疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
----------	--------

<p>第27条</p>	<p>(重大事由による特約の解除)</p> <p>第27条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱いません。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>第28条</p>	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第28条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、第26条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
<p>2 疾病傷害入院特約においては、疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
<p>読替えを行う条項</p>	<p>読替後の規定</p>
<p>第23条</p>	<p>(告知義務)</p> <p>第23条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
<p>第24条</p>	<p>(告知義務違反による特約の解除)</p> <p>第24条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) この特約がその責任開始の日(復活した特約においては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(</p>

	告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第25条	<p>(解除の効果)</p> <p>第25条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金(その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。)の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。</p>
第26条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第26条 第24条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>

3 疾病傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、疾病傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	<p>(詐欺による特約の取消し)</p> <p>第29条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第54条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第54条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第117条 疾病傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第118条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第119条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

(特約保険金等の支払期限等)

第120条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等(特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による特約保険金等は、疾病傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	疾病傷害入院特約条項第13条所定の支払事由に該当する事実の有無

(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 疾病傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。
- 5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第6節 無配当傷害入院特約に関する特則

（無配当傷害入院特約条項の読替え）

第121条 無配当傷害入院特約においては、無配当傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	<p>（重大事由による特約の解除）</p> <p>第18条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができなとき、又はこれらの者の所在を知ることができなときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>
第19条	<p>（加入限度額超過による特約の解除）</p> <p>第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用</p>

します。

- 2 無配当傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、無配当傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	（詐欺による特約の取消し） 第20条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。
第42条	（消滅時効の援用） 第42条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第122条 無配当傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限りま

す。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由

- (2) 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第123条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第124条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- 3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第125条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、無配当傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	無配当傷害入院特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 無配当傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

- 5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第7節 無配当疾病傷害入院特約に関する特則

(無配当疾病傷害入院特約条項の読替え)

第126条 無配当疾病傷害入院特約においては、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	<p>(重大事由による特約の解除)</p> <p>第24条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第25条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>

2 無配当疾病傷害入院特約においては、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	<p>(告知義務)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第21条	<p>(告知義務違反による特約の解除)</p> <p>第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができます。</p> <p>(1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) この特約がその責任開始の日(復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約</p>

	<p>保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第22条	<p>(解除の効果)</p> <p>第22条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金(その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。)の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。</p>
第23条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
3	<p>無配当疾病傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み(同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。)があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。</p>
読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	<p>(詐欺による特約の取消し)</p> <p>第26条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第48条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第48条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第127条 無配当疾病傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき(保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。)に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第128条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第129条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

(特約保険金等の支払期限等)

第130条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等(特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による特約保険金等は、無配当疾病傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約

保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	無配当疾病傷害入院特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 無配当疾病傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

別表 必要書類

(1) この基本契約又は特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
保険金受取人による 保険契約の存続	保険金受取人 特約保険金 受取人	1 会社所定の通知書
		2 保険金受取人又は特約保険金受取人の戸籍抄本
		3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類
		4 保険証券
年金受取人による 保険契約の存続	年金受取人	1 会社所定の通知書
		2 年金受取人の戸籍抄本
		3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類
		4 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約又は特約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（乙）

（平成22年4月1日制定）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本契約に関する特則
 - 第1節 終身保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 普通終身保険の基本契約に関する特則（第3条－第7条）
 - 第2款 特別終身保険の基本契約に関する特則（第8条－第12条）
 - 第2節 介護保険金付終身保険の基本契約に関する特則（第13条－第17条）
 - 第3節 普通定期保険の基本契約に関する特則（第18条－第22条）
 - 第4節 養老保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 普通養老保険の基本契約に関する特則（第23条－第27条）
 - 第2款 特別養老保険の基本契約に関する特則（第28条－第32条）
 - 第3款 特定養老保険の基本契約に関する特則（第33条－第37条）
 - 第5節 学資保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 学資保険の基本契約に関する特則（第38条－第42条）
 - 第2款 育英年金付学資保険の基本契約に関する特則（第43条－第47条）
 - 第6節 終身年金保険付終身保険の基本契約に関する特則（第48条－第52条）
 - 第7節 終身年金保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 即時終身年金保険の基本契約に関する特則（第53条－第56条）
 - 第2款 据置終身年金保険の基本契約に関する特則（第57条－第60条）
 - 第8節 介護割増年金付終身年金保険の基本契約に関する特則（第61条－第64条）
 - 第9節 定期年金保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 即時定期年金保険の基本契約に関する特則（第65条－第68条）
 - 第2款 据置定期年金保険の基本契約に関する特則（第69条－第72条）
 - 第10節 財形貯蓄保険の基本契約に関する特則
 - 第1款 財形積立貯蓄保険の基本契約に関する特則（第73条－第78条）
 - 第2款 財形住宅貯蓄保険の基本契約に関する特則（第79条－第84条）
 - 第11節 財形終身年金保険の基本契約に関する特則（第85条－第89条）
- 第3章 特約に関する特則
 - 第1節 災害特約に関する特則（第90条－第94条）
 - 第2節 介護特約に関する特則（第95条－第99条）
 - 第3節 無配当傷害入院特約に関する特則（第100条－第104条）
 - 第4節 無配当疾病傷害入院特約に関する特則（第105条－第109条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特則条項は、基本契約又は特約の申込みを保険法の施行日以後に承諾した場合において、その基本契約又は特約の契約日が同法の施行日以後でない基本契約又は特約について、保険法の施行に伴い変更する取扱いに関する事項について定めます。

（特則の付加）

第2条 この特則は、基本契約又は特約の申込みを保険法の施行日以後に承諾した場合において、その基本契約又は特約の契約日が同法の施行日以後でないものに対し、同法の施行時に付加します。

2 この特則が付加されたときは、それぞれ基本契約の保険種類又は特約種類に応じて適用される普通保険約款又は特約条項の規定にかかわらず、第2章以下の定めるとおり取り扱います。

第2章 基本契約に関する特則

第1節 終身保険の基本契約に関する特則

第1款 普通終身保険の基本契約に関する特則

（終身保険普通保険約款の読替え）

第3条 普通終身保険の基本契約においては終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社がこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺</p>

	<p>行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第22条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第22条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第23条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第23条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第28条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を認めることがあります。</p>
第51条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

2 普通終身保険の基本契約においては、終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用し

ます。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	(告知義務) 第17条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。
第18条	(告知義務違反による契約の解除) 第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存する時を除きます。) 3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第19条	(解除の効果) 第19条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第20条	(解除の相手方) 第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。

(保険証券の記載事項)

第4条 普通終身保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第5条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金については被保

險者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第6条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第7条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2款 特別終身保険の基本契約に関する特則

(終身保険普通保険約款の読替え)

第8条 特別終身保険の基本契約においては終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	(重大事由による契約の解除) 第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約

	<p>を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第22条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第22条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第23条	<p>（詐欺による取消し）</p> <p>第23条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第28条	<p>（保険金受取人の変更）</p> <p>第28条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p>

	8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第51条	(消滅時効の援用) 第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

2 特別終身保険の基本契約においては、終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	(告知義務) 第17条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。
第18条	(告知義務違反による契約の解除) 第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。) 3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは前項の規定を適用しません。
第19条	(解除の効果) 第19条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第20条	(解除の相手方) 第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

(保険証券の記載事項)

第9条 特別終身保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由

- (6) 保険期間
 - (7) 保険金の額
 - (8) 保険料及びその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日
- (保険金受取人に関する特則)

第10条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第11条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第12条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を

妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2節 介護保険金付終身保険の基本契約に関する特則

（介護保険金付終身保険普通保険約款の読替え）

第13条 介護保険金付終身保険の基本契約においては、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第22条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の保険金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第23条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第23条 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額（郵政民営化法及び同施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第21条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第24条	<p>（詐欺による取消し）</p> <p>第24条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第29条	<p>（保険金受取人の変更）</p> <p>第29条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険</p>

	<p>金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第51条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

2 介護保険金付終身保険の基本契約においては、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	<p>(告知義務)</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第19条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合又は被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第20条	<p>(解除の効果)</p> <p>第20条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金又は介護保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金又は介護保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人が、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第21条	<p>(解除の相手方)</p>

第21条 第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

(保険証券の記載事項)

第14条 介護保険金付終身保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第15条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については介護保険金付終身保険普通保険約款第17条に定める被保険者の遺族を、生存保険金又は介護保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、介護保険金付終身保険普通保険約款第17条に定める死亡保険金の死亡保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第16条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金又は生存保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第17条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、介護保険金付終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 介護保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護保険金付終身保険普通保険約款第13条所定の介護保険金の支払事由に該当する事実の有無
(3) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因

(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(5) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第3号から第5号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。
- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第3節 普通定期保険の基本契約に関する特則

（普通定期保険普通保険約款の読替え）

第18条 普通定期保険の基本契約においては、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第21条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。）又は保険金受取人が、この基本契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第22条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第22条 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額（郵政民営化法及び同施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第23条	<p>（詐欺による取消し）</p> <p>第23条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第28条	<p>（会社への通知による保険金受取人の変更）</p>

	<p>第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第44条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第44条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

2 普通定期保険の基本契約においては、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	<p>(告知義務)</p> <p>第17条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。</p>
第18条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存する時を除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第19条	<p>(解除の効果)</p>

保険法特則(乙)

	<p>第19条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第20条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>

(保険証券の記載事項)

第19条 普通定期保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第20条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については普通定期保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、普通定期保険普通保険約款第16条に定める保険金の保険金受取人がいないときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人を保険金受取人とします。
- 3 前項により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第21条 保険契約者以外の方でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社により到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社により到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社により到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第22条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、普通定期保険普通保険約款に定める必要書類が会社により到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社により到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。
- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第4節 養老保険の基本契約に関する特則

第1款 普通養老保険の基本契約に関する特則

（養老保険普通保険約款の読替え）

第23条 普通養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第23条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社はこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第24条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p>

	2 前項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。
第25条	(詐欺による取消し) 第25条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第30条	(保険金受取人の変更) 第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第52条	(消滅時効の援用) 第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

2 普通養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	(告知義務) 第19条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。
第20条	(告知義務違反による契約の解除) 第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第

	<p>1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第21条	<p>(解除の効果)</p> <p>第21条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第22条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>

(保険証券の記載事項)

第24条 普通養老保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第25条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第26条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第27条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づ

く諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2款 特別養老保険の基本契約に関する特則

(養老保険普通保険約款の読替え)

- 第28条 特別養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第23条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者(被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。)又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準</p>

	用します。
第24条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第25条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第30条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第52条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

2 特別養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	<p>(告知義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第20条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以</p>

	<p>下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。)</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第21条	<p>(解除の効果)</p> <p>第21条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第22条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>

(保険証券の記載事項)

第29条 特別養老保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第30条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合(指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があつたものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第31条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した

場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第32条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第3款 特定養老保険の基本契約に関する特則

(養老保険普通保険約款の読替え)

第33条 特定養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第23条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは他の保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた</p>

	<p>保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第24条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第25条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第30条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第52条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>
<p>2 特定養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	<p>(告知義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第20条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に</p>

	<p>掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第21条	<p>（解除の効果）</p> <p>第21条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第22条	<p>（解除の相手方）</p> <p>第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>

（保険証券の記載事項）

第34条 特定養老保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第35条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第36条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）

による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第37条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第5節 学資保険の基本契約に関する特則

第1款 学資保険の基本契約に関する特則

（学資保険普通保険約款の読替え）

第38条 学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第27条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺</p>

	<p>行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第28条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第28条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第26条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第29条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第29条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻ししません。</p>
第39条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第39条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第62条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第62条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場</p>

	合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。
2	学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
	読替えを行う条項 読替後の規定
第23条	<p>(告知義務)</p> <p>第23条 保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条において同じとします。）及び被保険者は、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第24条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第24条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第25条	<p>(解除の効果)</p> <p>第25条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第26条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第26条 第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>

(保険証券の記載事項)

第39条 学資保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 保険料及びその払込方法

- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日
(保険金受取人に関する特則)

第40条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については学資保険普通保険約款第19条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、学資保険普通保険約款第19条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第41条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

- 5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第42条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、学資保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2款 育英年金付学資保険の基本契約に関する特則

(学資保険普通保険約款の読替え)

第43条 育英年金付学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第27条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）、保険金受取人又は年金受取人が、この基本契約の死亡保険金又は育英年金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社がこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金若しくは育英年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金又は育英年金を支払いません。また、既にその保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第28条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第28条 会社は、基本契約の保険金額又は年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第26条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第29条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第29条 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第39条	<p>(保険金受取人の変更)</p> <p>第39条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受</p>

	<p>取人を変更することができます。</p> <p>5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第62条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第62条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>
<p>2 育英年金付学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>	
読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	<p>(告知義務)</p> <p>第23条 保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条において同じとします。）及び被保険者は、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第24条	<p>(告知義務違反による契約の解除)</p> <p>第24条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができます。</p> <p>(1) 会社が、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第25条	<p>(解除の効果)</p> <p>第25条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金又は育英年金を支払いません。また、既にその死亡保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人又は年金受取人が、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若し</p>

	くは育英年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第26条	(解除の相手方) 第26条 第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

(保険証券の記載事項)

第44条 育英年金付学資保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 年金受取人の氏名
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金の額
- (9) 年金額
- (10) 保険料及びその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日

(保険金受取人に関する特則)

第45条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については学資保険普通保険約款第19条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、学資保険普通保険約款第19条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第46条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人又は年金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 死亡保険金受取人又は年金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は育英年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は育英年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人又は年金受取人に支払います。
- 5 前項の支払事由が生存保険金又は育英年金に係るものであり、その生存保険金又は育英年金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の死亡保険金受取人又は年金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その生存保険金又は育英年金の額を差し引いた金額とします。

(保険金等の支払期限等)

第47条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、育英年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、学資保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金又は育英年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金又は育英年金の請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金又は育英年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
--------------------------	--------

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 育英年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	育英年金の支払事由に該当する事実の有無
(3) 保険金又は育英年金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金又は育英年金の支払事由が発生するに至った原因
(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(5) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金若しくは育英年金の請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金若しくは育英年金の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第3号から第5号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。
- 5 保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第6節 終身年金保険付終身保険の基本契約に関する特則

（終身年金保険付終身保険普通保険約款の読替え）

第48条 終身年金保険付終身保険の基本契約においては、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第26条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の保険金若しくは年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その保険金又は年金を支払いません。また、既にその保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第27条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第27条 会社は、基本契約の死亡保険金額又は基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の死亡保険金額、年金額その</p>

	他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 2 前項の規定による基本契約の解除については、第25条第1項及び第2項の規定を準用します。	
第28条	(詐欺による取消し) 第28条 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。	
第34条	(保険金受取人の変更) 第34条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 3 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 4 第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 5 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 6 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 7 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 8 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。	
第57条	(消滅時効の援用) 第57条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。	
2	終身年金保険付終身保険の基本契約においては、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。	
	読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	(告知義務) 第22条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。	
第23条	(告知義務違反による契約の解除) 第23条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。	

	<p>(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第24条	<p>（解除の効果）</p> <p>第24条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。</p>
第25条	<p>（解除の相手方）</p> <p>第25条 第23条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>

（保険証券の記載事項）

第49条 終身年金保険付終身保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金受取人の氏名又は名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金の額
- (8) 年金受取人の氏名
- (9) 年金額
- (10) 年金支払期間
- (11) 保証期間
- (12) 年金支払開始年齢
- (13) 年金支払事由発生日
- (14) 保険料及びその払込方法
- (15) 契約日
- (16) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第50条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身年金保険付終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があつたものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身年金保険付終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第51条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人又は年金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第52条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（死亡保険金、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身年金保険付終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

4 前2項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 第2項第2号から第4号までに定める事項及び前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 第2項第1号、第2号又は第4号に定める事項及び前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前2項に定める事項についての日本国外における調査 180日

5 前3項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

6 保険料の払込免除については、前5項の規定を準用します。

第7節 終身年金保険の基本契約に関する特則

第1款 即時終身年金保険の基本契約に関する特則

(終身年金保険普通保険約款の読替え)

第53条 即時終身年金保険の基本契約においては、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第16条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で</p>

	<p>締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第17条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第17条 会社は、基本契約の基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
第44条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第44条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第54条 即時終身年金保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 保証期間
- (9) 年金支払開始年齢
- (10) 年金支払事由発生日
- (11) 保険料及びその払込方法
- (12) 契約日
- (13) 保険証券を作成した年月日

(詐欺による取消し)

第55条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

(年金等の支払期限等)

第56条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の

刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第2款 据置終身年金保険の基本契約に関する特則

（終身年金保険普通保険約款の読替え）

第57条 据置終身年金保険の基本契約においては、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第16条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第17条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第17条 会社は、基本契約の基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
第44条	<p>（消滅時効の援用）</p> <p>第44条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（保険証券の記載事項）

第58条 据置終身年金保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 保証期間
- (9) 年金支払開始年齢
- (10) 年金支払事由発生日
- (11) 保険料及びその払込方法
- (12) 契約日
- (13) 保険証券を作成した年月日

（詐欺による取消し）

第59条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

（年金等の支払期限等）

第60条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約

に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による年金等は、終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第8節 介護割増年金付終身年金保険の基本契約に関する特則

(介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の読替え)

第61条 介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第22条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は年金受取人が、この基本契約の介護割増年金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。</p> <p>(3) この基本契約の年金若しくは介護割増年金又は保険料の払込免除の請求に関し、年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金若しくは介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金若しくは介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その年金若しくは介護割増年金を支払いません。また、既にその年金若しくは介護割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第23条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第23条 会社は、基本契約の基本年金(年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。)額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、第21条第1項及び第2項の規定を準</p>

	用します。
第24条	(詐欺による取消) 第24条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第51条	(消滅時効の援用) 第51条 年金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

- 2 介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	(告知義務) 第18条 保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、その質問表(告知書)により告知することを要します。
第19条	(告知義務違反による契約の解除) 第19条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者(会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について第1項の解除の原因たる事実の存する時を除きます。))。 3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表(告知書)に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第20条	(解除の効果) 第20条 会社は、前条第1項の解除の原因となる事実がある場合には、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その介護割増年金を支払いません。また、既にその介護割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は年金受取人が、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その介護割増年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第21条	(解除の相手方) 第21条 第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、年金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。

(保険証券の記載事項)

第62条 保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名

- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 保証期間
- (9) 年金支払開始年齢
- (10) 年金支払事由発生日
- (11) 保険料及びその払込方法
- (12) 契約日
- (13) 保険証券を作成した年月日

(年金受取人による基本契約の存続)

第63条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次のおのべてを満す年金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 年金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が年金に係るものであり、その年金の額が第2項の金額よりも少ない場合には、第2項の年金受取人が債権者等に支払う金額は、第2項の金額から、その年金の額を差し引いた金額とします。

(年金等の支払期限等)

第64条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、介護割増年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金又は介護割増年金を支払うために次表の事項の確認（年金にあつては第4号の確認に限ります。）が必要な場合において、基本契約の締結時から年金又は介護割増年金の請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金又は介護割増年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 介護割増年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護割増年金付終身年金保険普通保険約款第11条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 介護割増年金の免責事由に該当する可能性がある場合	介護割増年金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的若しくは年金若しくは介護割増年金の請求の意図に関する基本契約の締結時から年金若しくは介護割増年金の請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）

)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等の支払は行いません。

5 保険料の払込免除の規定は、前4項の規定を準用します。

第9節 定期年金保険の基本契約に関する特則

第1款 即時定期年金保険の基本契約に関する特則

(定期年金保険普通保険約款の読替え)

第65条 即時定期年金保険の基本契約においては、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	<p>(重大事由による契約の解除)</p> <p>第13条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <p>(1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。</p> <p>(2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第14条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第14条 会社は、基本契約の年金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
第40条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第40条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(保険証券の記載事項)

第66条 即時定期年金保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 年金支払開始年齢
- (9) 年金支払事由発生日
- (10) 保険料及びその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日

(詐欺による取消し)

第67条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

(年金等の支払期限等)

第68条 保険法の施行日以後に発生した年金等(年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による年金等は、定期年金保険普通保

保険法特則(乙)

除約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第2款 据置定期年金保険の基本契約に関する特則

（定期年金保険普通保険約款の読替え）

第69条 据置定期年金保険の基本契約においては、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	<p>（重大事由による契約の解除）</p> <p>第13条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (2) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。</p>
第14条	<p>（加入限度額超過による契約の解除）</p> <p>第14条 会社は、基本契約の年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
第40条	<p>（消滅時効の援用）</p> <p>第40条 年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（保険証券の記載事項）

第70条 据置定期年金保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名又は名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 年金額
- (7) 年金支払期間
- (8) 年金支払開始年齢
- (9) 年金支払事由発生日
- (10) 保険料及びその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日
(詐欺による取消し)

第71条 保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
(年金等の支払期限等)

第72条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、定期年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第10節 財形貯蓄保険の基本契約に関する特則

第1款 財形積立貯蓄保険の基本契約に関する特則

(財形貯蓄保険普通保険約款の読替え)

第73条 財形積立貯蓄保険の基本契約においては、財形貯蓄保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	<p>(加入限度額超過による契約の解除)</p> <p>第13条 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>3 本条第2項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。</p>
第14条	<p>(詐欺による取消し)</p> <p>第14条 保険契約者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保</p>

<p>第17条</p>	<p>保険料は払い戻しません。 (保険金受取人の変更)</p> <p>第17条 保険契約者は、死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金又は死亡返戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金又は死亡返戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>6 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券</p> <p>7 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
<p>第38条</p>	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第38条 保険金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

(重大事由による契約の解除)

第74条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 - (2) この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 - (3) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。

(保険証券の記載事項)

第75条 財形積立貯蓄保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者兼被保険者の氏名
 - (3) 保険金受取人の氏名又は名称
 - (4) 支払事由
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険金の額
 - (7) 保険料及びその払込方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券を作成した年月日
- (死亡保険金受取人に関する特則)

第76条 保険法の施行の際、現に死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金及び死亡返戻金については財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金及び死亡返戻金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

2 死亡保険金受取人が死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

4 死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第77条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第78条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、財形貯蓄保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

第2款 財形住宅貯蓄保険の基本契約に関する特則

（財形貯蓄保険普通保険約款の読替え）

第79条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、財形貯蓄保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	（加入限度額超過による契約の解除）

保険法特則(乙)

	<p>第13条 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>3 本条第2項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。</p>
第14条	<p>（詐欺による取消し）</p> <p>第14条 保険契約者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>
第17条	<p>（保険金受取人の変更）</p> <p>第17条 保険契約者は、死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することができません。</p> <p>2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>3 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金又は死亡返戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金又は死亡返戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>4 第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。</p> <p>5 前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>6 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>7 第2項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第2項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第2項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第38条	<p>（消滅時効の援用）</p> <p>第38条 保険金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（重大事由による契約の解除）

第80条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。
 - (2) この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
 - (3) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、保険金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(保険証券の記載事項)

第81条 財形住宅貯蓄保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載し

- す。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者兼被保険者の氏名
- (3) 保険金受取人の氏名又は名称
- (4) 支払事由
- (5) 保険期間
- (6) 保険金の額
- (7) 保険料及びその払込方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券を作成した年月日
- (10) 非課税扱いの旨

(死亡保険金受取人に関する特則)

第82条 保険法の施行の際、現に死亡保険金受取人が指定されていない場合(指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金及び死亡返戻金については財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金及び死亡返戻金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 死亡保険金受取人が死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(保険金受取人による基本契約の存続)

第83条 保険契約者以外のものでこの基本契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による基本契約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払期限等)

第84条 保険法の施行日以後に発生した保険金等(保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による保険金等は、財形貯蓄保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180

保険法特則(乙)

日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

第11節 財形終身年金保険の基本契約に関する特則

（財形終身年金保険普通保険約款の読替え）

第85条 財形終身年金保険の基本契約においては、財形終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	（加入限度額超過による契約の解除） 第16条 会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 2 前項による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 3 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第1項による基本契約の解除は、年金受取人又はその法定代理人に対する通知により行います。
第34条	（消滅時効の援用） 第34条 年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

（重大事由による契約の解除）

第86条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
- (2) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

（詐欺による取消し）

第87条 保険契約者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

（保険証券の記載事項）

第88条 財形終身年金保険の基本契約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、次の事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者兼被保険者の氏名
- (3) 年金受取人の氏名
- (4) 支払事由
- (5) 年金額
- (6) 年金支払期間
- (7) 保証期間
- (8) 年金支払開始年齢
- (9) 年金支払事由発生日
- (10) 保険料及びその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日
- (13) 非課税扱いの旨

（年金等の支払期限等）

第89条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、財形終身

年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 年金の上乗支払に該当する事由の発生の有無の確認が必要な場合	財形終身年金保険普通保険約款第12条所定の事由に該当する事実の有無
(2) この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。
- (1) 前項第2号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第3章 特約に関する特則

第1節 災害特約に関する特則

（災害特約条項の読替え）

第90条 災害特約においては、災害特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	<p>（重大事由による特約の解除）</p> <p>第18条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 <p>3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。</p>
第19条	<p>（加入限度額超過による特約の解除）</p> <p>第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を</p>

	<p>超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
第20条	<p>（詐欺による特約の取消し）</p> <p>第20条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第24条	<p>（特約の保険契約者の変更等）</p> <p>第24条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。</p> <p>2 この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます（保険契約者又は災害特約条項第17条に定める被保険者の遺族以外の者に変更することはできません。）。</p> <p>3 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証</p> <p>(3) 保険証券</p> <p>4 第2項の通知が会社に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>5 第2項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。</p> <p>6 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</p> <p>7 前2項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>8 保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>(1) 会社所定の通知書</p> <p>(2) 保険契約者の戸籍抄本</p> <p>(3) 保険契約者の遺言書</p> <p>(4) 保険証券</p> <p>9 第3項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第3項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第3項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p>
第44条	<p>（消滅時効の援用）</p> <p>第44条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（保険証券の記載事項）

第91条 災害特約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第92条 保険法の施行の際、現に特約死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、災害特約条項第17条に定める被保険者の遺族を特約死亡保険金受取人とする指定があったものとみなします。

- 2 前項の特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、災害特約条項第17条に定める特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- 3 前項により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- 4 特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第93条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到

達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次のおべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

(特約保険金等の支払期限等)

第94条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、災害特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	災害特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 災害特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第2節 介護特約に関する特則

(介護特約条項の読替え)

第95条 介護特約においては、介護特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	<p>(重大事由による特約の解除)</p> <p>第24条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない

	<p>、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第25条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第26条	<p>(詐欺による特約の取消し)</p> <p>第26条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第50条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第50条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>
2	<p>介護特約においては、介護特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>
読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	<p>(告知義務)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第21条	<p>(告知義務違反による特約の解除)</p> <p>第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができます。</p> <p>(1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) この特約がその責任開始の日（復活した特約にあつては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存する時を除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第22条	<p>(解除の効果)</p> <p>第22条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは</p>

	<p>、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。</p>
第23条	<p>(解除の相手方)</p> <p>第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>

(保険証券の記載事項)

第96条 介護特約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第97条 傷害保険金及び介護保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第98条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第2項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

(特約保険金等の支払期限等)

第99条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、介護特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護特約条項第14条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 介護特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。
- 5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第3節 無配当傷害入院特約に関する特則

（無配当傷害入院特約条項の読替え）

第100条 無配当傷害入院特約においては、無配当傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	<p>（重大事由による特約の解除）</p> <p>第18条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。</p> <p>(3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。</p> <p>(4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>
第19条	<p>（加入限度額超過による特約の解除）</p> <p>第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。</p>
第20条	<p>（詐欺による特約の取消し）</p> <p>第20条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第42条	<p>（消滅時効の援用）</p> <p>第42条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。</p>

（保険証券の記載事項）

第101条 無配当傷害入院特約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

(特約保険金受取人に関する特則)

第102条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金受取人による特約の存続)

第103条 保険契約者以外の方でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約(保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。)は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

(特約保険金等の支払期限等)

第104条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等(特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。)の支払事由による特約保険金等は、無配当傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで(会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認(会社の指定した医師による診断を含みます。))を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	無配当傷害入院特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 無配当傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号又は第3号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

第4節 無配当疾病傷害入院特約に関する特則

(無配当疾病傷害入院特約条項の読替え)

第105条 無配当疾病傷害入院特約においては、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	<p>(重大事由による特約の解除)</p> <p>第24条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取る目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない

保険法特則(乙)

	<p>、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p> <p>2 会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第25条	<p>(加入限度額超過による特約の解除)</p> <p>第25条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>2 前項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。</p>
第26条	<p>(詐欺による特約の取消し)</p> <p>第26条 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。</p>
第48条	<p>(消滅時効の援用)</p> <p>第48条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はずることがありません。</p>
2	<p>無配当疾病傷害入院特約においては、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、第2条第1項の申込み及びそれ以後の復活の申込みの際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。</p>
読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	<p>(告知義務)</p> <p>第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。</p>
第21条	<p>(告知義務違反による特約の解除)</p> <p>第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。</p> <p>2 会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができます。</p> <p>(1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。</p> <p>(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。</p> <p>(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。</p> <p>(4) 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき。</p> <p>(5) この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。</p>
第22条	<p>(解除の効果)</p> <p>第22条 会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。</p>

	<p>(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。</p>
第23条	<p>（解除の相手方）</p> <p>第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。</p> <p>2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。</p>

（保険証券の記載事項）

第106条 無配当疾病傷害入院特約の申込みを承諾したときに交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- (1) 支払事由
- (2) 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第107条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第108条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第109条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、無配当疾病傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

- 2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	無配当疾病傷害入院特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 無配当疾病傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- (3) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4 前2項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取

人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

5 特約保険料の払込免除については、前4項の規定を準用します。

別表 必要書類

(1) この基本契約又は特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
保険金受取人による 保険契約の存続	保険金受取人 特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人又は特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
年金受取人による保 険契約の存続	年金受取人	1 会社所定の通知書 2 年金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約又は特約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求められます。

問い合わせ窓口

電話での問い合わせ・相談・苦情

<かんぽコールセンター>

ここにきこう
☎ 0120-552950 (通話料無料)

受付時間 9:00 ~ 21:00 (平日)

9:00 ~ 17:00 (土・日・休日 (1月1日~3日は除きます。))

- ご相談内容により、下記のもよりのサービスセンターに転送することがあります。
- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日になります。

<サービスセンターお客さま相談窓口>

(平成21年12月現在)

センター名・所在地	受持区域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉 東京・神奈川・新潟・山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取 島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

<当社のサービスセンターの説明では、ご納得いただけない場合>

- かんぽ生命保険(当社)では、保険金の支払いなどに関する苦情について、各サービスセンターお客さま相談窓口等において、その解決に向けて対応させていただいております。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただかず、第三者的な立場での審査をご要望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合は、ご契約者などからの請求により、社外の弁護士等により構成される「査定審査会」(当社組織)において「中立かつ公平な審査」を行う取組を行っています(平成21年12月現在)。
- 当社では、このような取組を通じて、査定業務の適正な執行の維持を図るとともに、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)でご確認ください。

窓口などでの手続きや相談

1、もよりの郵便局

●郵便局株式会社のホームページ (<http://www.jp-network.japanpost.jp/>) でご確認ください。

2、かんぽ生命保険（当社）の支店（平成21年12月現在）

●月～金曜日（土・日・休日（1月2日・3日および12月31日を含む。）を除きます。）

●9：00～16：00

名称（注：★は統括支店）		所在地		
		郵便番号	住所	代表番号
北海道	札幌支店★	060-0041	北海道札幌市中央区大通東 2-1	011-221-6375
	函館支店	040-8799	北海道函館市新川町 1-6	0138-22-9156
	旭川支店	070-8799	北海道旭川市六条通 6-28-1	0166-26-1141
	帯広支店	080-8799	北海道帯広市西三条南 8-10	0155-23-5418
東北	青森支店	030-8799	青森県青森市堤町 1-7-24	017-775-5223
	盛岡支店	020-8799	岩手県盛岡市中央通 1-13-45	019-622-7503
	仙台支店★	980-8797	宮城県仙台市青葉区一番町 1-1-34	022-267-7849
	秋田支店	010-8799	秋田県秋田市保戸野鉄砲町 5-1	018-823-1271
	山形支店	990-8799	山形県山形市十日町 1-7-24	023-623-5973
	福島支店	960-0199	福島県福島市鎌田字下田 4-2	024-553-8615
関東	土浦支店	300-8799	茨城県土浦市城北町 2-21	029-824-6010
	茨城支店	312-0052	茨城県ひたちなか市東石川 1-10-20	029-275-3928
	宇都宮支店	320-8799	栃木県宇都宮市中央本町 4-17	028-346-3302
	群馬支店	370-1201	群馬県高崎市倉賀野町 1067-9	027-346-2597
	さいたま支店★	330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1	048-600-2066
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 3-195	048-527-0451
	川越支店	350-1199	埼玉県川越市小室 22-1	049-247-8914
	千葉支店	260-8799	千葉県千葉市中央区中央港 1-14-1	043-246-9480
	柏支店	277-0021	千葉県柏市中央町 6-19	04-7168-3801
船橋支店	273-0012	千葉県船橋市浜町 2-1-1	047-437-2731	
東京	日本橋支店	103-8799	東京都中央区日本橋 1-18-1	03-3277-6874
	麻布支店★	106-8799	東京都港区麻布台 1-6-19	03-3583-9928
	新宿支店	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-23-7	03-3340-9848
	上野支店	110-0014	東京都台東区北上野 1-10-14	03-3842-3083
	深川支店	135-8799	東京都江東区東陽 4-4-2	03-3649-2185
	大森支店	143-8799	東京都大田区山王 3-9-13	03-5742-5755
	巣鴨支店	170-0002	東京都豊島区巣鴨 4-26-1	03-3910-0493
	八王子支店	192-0083	東京都八王子市旭町 9-1	042-646-3747
	小金井支店	184-8799	東京都小金井市本町 5-38-20	042-383-2465
南関東	横浜支店★	231-8799	神奈川県横浜市中区日本大通 5-3	045-212-3928
	川崎支店	210-8799	神奈川県川崎市川崎区榎町 1-2	044-222-5192
	藤沢支店	251-8799	神奈川県藤沢市藤沢 115-2	0466-50-9075
	橋本支店	229-1199	神奈川県相模原市西橋本 5-2-1	042-774-6046
	山梨支店	400-0199	山梨県甲斐市名取 12-1	055-276-7594
信越	新潟支店	951-8799	新潟県新潟市中央区東堀通 7 番町 1018	025-222-2364
	長岡支店	940-1106	新潟県長岡市宮内 3-10-9	0258-36-6194
	長野支店★	380-8797	長野県長野市栗田 801	026-231-2342
	松本支店	390-0815	長野県松本市深志 2-1-9	0263-33-4264
北陸	富山支店	930-8799	富山県富山市桜橋通り 6-6	076-433-6795
	高岡支店	933-8799	富山県高岡市御馬出町 34	0766-28-7817
	金沢支店★	920-8797	石川県金沢市尾張町 1-1-1	076-220-3171
	福井支店	910-8799	福井県福井市大手 3-1-28	0776-30-1261

東 海	岐阜支店	500-8799	岐阜県岐阜市清住町 1-3-2	058-262-2257
	静岡支店	420-8799	静岡県静岡市葵区黒金町 1-9	054-253-2089
	浜松支店	430-8799	静岡県浜松市中区旭町 8-1	053-453-2401
	名古屋支店★	469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内 3-2-5	052-963-6351
	岡崎支店	444-8799	愛知県岡崎市戸崎町字原山 4-5	0564-71-0815
	春日井支店	486-8799	愛知県春日井市柏井町 3-102-1	0568-81-4337
	北名古屋支店	481-8799	愛知県北名古屋市長野寺西 2-33	0568-22-3114
	四日市支店	510-8015	三重県四日市市松原町 5-42	059-365-9813
近 畿	大津支店	520-0056	滋賀県大津市末広町 7-1	077-510-0839
	京都支店	600-8799	京都府京都市下京区東塩小路町 843-12	075-365-2039
	大阪支店★	530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東 3-9	06-6944-5765
	大阪南支店	542-8799	大阪府大阪市中央区東心斎橋 1-4-2	06-6252-8968
	堺支店	590-8799	大阪府堺市堺区南瓦町 2-16	072-222-7445
	布施支店	577-8799	大阪府東大阪市永和 2-3-5	06-6729-5138
	神戸支店	650-8799	兵庫県神戸市中央区栄町通 6-2-1	078-360-9125
	姫路支店	672-8799	兵庫県姫路市飾磨区中島 1139-29	079-233-8292
	奈良支店	630-8115	奈良県奈良市大宮町 7-1-33	0742-32-1826
中 国	和歌山支店	640-8152	和歌山県和歌山市十番丁 19 番地	073-421-8641
	鳥取支店	680-8799	鳥取県鳥取市東品治町 101	0857-22-1527
	松江支店	690-8799	島根県松江市東朝日町 138	0852-28-9745
	岡山支店	700-8799	岡山県岡山市北区中山下 2-1-1	086-233-2864
	広島支店★	730-8797	広島県広島市中区東白島町 19-8	082-224-5165
	福山支店	720-8799	広島県福山市東桜町 3-4	084-924-1570
四 国	防府支店	747-8799	山口県防府市佐波 2-11-1	0835-38-8719
	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町 1-42-1	088-625-3387
	高松支店	760-0025	香川県高松市古新町 8-1	087-821-3352
	松山支店★	790-8797	愛媛県松山市宮田町 8-5	089-936-5612
九 州	高知支店	780-8799	高知県高知市北本町 1-10-18	088-822-7906
	北九州支店	802-8799	福岡県北九州市小倉北区萩崎町 2-1	093-951-3162
	福岡支店	810-8799	福岡県福岡市中央区天神 4-3-1	092-713-2419
	佐賀支店	849-8799	佐賀県佐賀市高木瀬西 3-2-5	0952-30-5097
	長崎支店	852-8794	長崎県長崎市岩川町 9-17	095-842-4469
	佐世保支店	857-0863	長崎県佐世保市三浦町 3-3	0956-22-0448
	熊本支店★	860-8797	熊本県熊本市城東町 1-1	096-328-5343
	大分支店	870-8799	大分県大分市府内町 3-4-18	097-532-2417
沖 縄	宮崎支店	880-0002	宮崎県宮崎市中央通 3-30	0985-31-3615
	鹿児島支店	890-8794	鹿児島県鹿児島市武 1-8-8	099-250-7861
	那覇支店★	900-8799	沖縄県那覇市壺川 3-3-8	098-833-5516

(社) 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

【生命保険相談所】 〒100-0015 千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル 3 階(生命保険協会内)

TEL. 03-3286-2648、ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として 1 か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お願い

- 当社あて契約に関する照会、問い合わせなどの際には「保険証券」をご用意ください。
- プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者ご本人や保険金受取人ご本人からお願いします。
- 当社のセンターおよび支店は、今後、変更することもありますので、最新の情報は、当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご確認ください。

m e m o

A series of horizontal dotted lines for writing, followed by two solid lines at the bottom.

説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約にともなう大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、
契約を申込みいただくようお願いいたします。

保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記に問い合わせください。

なお、「この冊子」は、「保険証券」とともに大切に保管ご活用ください。

手続きや契約に関する問い合わせにつきましては、
担当の社員か、もよりの「郵便局」、「支店」または下記の「かんぽコールセンター」に
問い合わせください。

かんぽコールセンター ☎0120-552950

受付時間 9:00 ~ 21:00 (平日)

9:00 ~ 17:00 (土・日・休日 (1月1日~3日は除きます。))

取扱店名・電話番号等

株式会社かんぽ生命保険

本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2
ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

平成22年3月作成